

# 令和6年度 第1回福島県農業振興審議会 議事録

日時 令和6年9月11日(水)  
10時00分～12時00分  
場所 杉妻会館 牡丹

福島県農業振興審議会事務局

## 1 出席者

### (1) 福島県農業振興審議会委員 計13名 ※はリモート参加(2名)

奥平貢市委員、今泉仁寿委員、紺野宏委員、福田祐子委員、佐藤ゆきえ委員  
荒井聡委員、石井圭一委員、原田英美委員、鈴木秀子委員※、満田盛護委員  
三瓶やえ委員※、相原晴美委員、大橋由貴子委員

### (2) 福島県 計36名 ※はリモート参加(7名)

農林水産部長、農林水産部技監、農林水産部政策監、農林水産部食産業振興監、  
農林水産部次長(農業支援担当)、農林水産部次長(生産流通担当)、  
農林水産部次長(農村整備担当)、農林水産部次長(森林林業担当)、  
農林総務課長、農林企画課長、農林技術課長、農業振興課長、農業担い手課長、  
環境保全農業課長、農業経済課長、農産物流通課長、水田畑作課長、園芸課長、  
畜産課長、水産課長、農村計画課長、農村振興課長、農村基盤整備課長、  
農地管理課長、森林計画課長、林業振興課長、森林保全課長、  
県産品振興戦略課主幹兼副課長、  
県北農林事務所長、県中農林事務所長※、県南農林事務所長※、会津農林事務所長※、  
南会津農林事務所次長※、相双農林事務所長※、いわき農林事務所長※、  
農業総合センター所長※

## 2 議事・報告

### (1) 福島県農林水産業振興計画の進行管理等について

## 3 発言者名・発言内容

次のとおり

<p>司 会 (部企画主幹)</p>	<p>本審議会につきましては附属機関等の会議の公開に関する指針により、会場に傍聴席を設け、一般県民に公開するとともに、議事録を県ホームページに掲載することとなっておりますので、あらかじめ御了承願います。</p>
<p>農林水産部長</p>	<p>――部長挨拶――</p> <p>それでは開催に先立ちまして、農林水産部長から御挨拶を申し上げたいと思います。</p> <p>おはようございます。県農林水産部長の沖野でございます。福島県農業振興審議会の開催に当たり、御挨拶を申し上げます。</p> <p>委員の皆様には、日頃より本県農林水産業の振興に御理解と御協力を頂いておりますことに、感謝申し上げます。</p> <p>本日は、農業振興審議会委員の改選後、初めての開催となります。皆様には、今般の改選に当たりまして、委員の就任を快くお引き受けいただき、心から御礼申し上げます。</p> <p>さて、東日本大震災から13年半が経過いたしました。この間、被災地域では、ほ場整備や新たな品目の導入、高付加価値産地形成拠点の整備など、営農再開が進められております。また、令和5年度の新規就農者が2年連続で300人を超え、昨年度開所した「福島県農業経営・就農支援センター」における相談件数が、当初の目標を超える年間1,300件となるなど、本県農業の復興は着実に進んでおります。</p> <p>一方で、いまだ根強く残る風評を始め、異常気象等による減収・品質の低下、物価の高止まりなど、農業生産の現場では、厳しい状況が続いております。また、25年ぶりに食料・農業・農村基本法が改正され、基本理念に食料安全保障が盛り込まれるなど、食料生産を担う農業・農村の役割は大きくなっております。</p> <p>県では、福島県農林水産業振興計画に掲げる基本目標『もうかる』『誇れる』共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村の実現に向け、ほ場の大区画化・汎用化、スマート農業技術の導入支援など、生産力の強化と合わせて、市場調査、産地診断に基づく「ならではプラン」の実践など、ブランド力の強化に取り組んでおります。</p> <p>本日の審議会では、会長、副会長の選任後、これまでの取組や計画の進捗状況、当初目標より前倒しで達成した指標の見直しなど、意見交換させていただきたいと考えております。</p> <p>頂いた御意見を踏まえ、次年度以降の施策に反映させながら計画の実現に向けて取り組んでまいりますので、委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見、御助言を賜りますようお願いいたします。</p> <p>本日は、どうぞよろしく願いいたします。</p>

司 会	<p>本日の審議会につきましては、19名の委員のうち過半数を超える13名の委員に御出席頂いております。</p> <p>定数を満たしておりますので御報告いたします。</p> <p>また、本日出席予定となっております清水裕香里委員におかれましては、急遽欠席ということで御報告を頂いておりますので御報告いたします。</p>
司 会	<p>――会長、副会長選任――</p> <p>本日の審議会は、本年8月に改選して以来、初めての開催となります。</p> <p>議事を移らせていただく前に、福島県農業振興審議会規則第3条の規定に基づきまして、会長、副会長の選任を行いたいと存じます。</p> <p>同規則では、審議会の会長、副会長は委員の互選によって定めるとされております。</p> <p>つきましては、会長、副会長の選任について自薦他薦問わず御意見等ございましたらお願いしたいと存じます。</p>
原田委員	(挙手)
司 会	原田委員お願いします。
原田委員	事務局案はありますか。
司 会	事務局案があるかとのことでしたので、事務局より、お願いしたいと思います。
農林企画課長 (事務局)	<p>事務局といたしましては、会長には、改選前の会長であり、農業経済学が御専門で、農業政策にも精通しておられ、現在、福島大学食農学類学類長である荒井聡委員を御提案いたします。</p> <p>また、副会長には、同じく改選前に副会長であった、東北大学大学院農学研究科の石井圭一委員を御提案いたします。</p>
司 会	<p>ただいま事務局より会長に荒井委員、副会長に石井委員との案が示されましたが、委員の皆様いかがでしょうか。</p> <p>御異議等はございますでしょうか。</p>
各 委 員	異議なし。
司 会	<p>御異議がないということですので、会長は荒井委員、副会長は石井委員にお願いしたいと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>

司 会	<p>それでは改めまして荒井会長から、御挨拶を頂戴できればと思います。</p> <p>――会長挨拶――</p>
会 長	<p>改めまして会長を務めることになりました福島大学食農学類の荒井です。</p> <p>本日は、御多用のところ、御出席いただきありがとうございます。</p> <p>円滑な進行を心がけてまいりますので、御協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>さて、福島県農林水産業振興計画の策定から3年目となります。本日は、本計画の進行管理等を議題としまして、令和5年度の施策の取組や、指標の見直し等について事務局より御説明いただいた後、意見交換をさせていただきます。</p> <p>本審議会で出された意見を踏まえまして、次年度以降の施策の検討が行われることとなりますので、ぜひ、委員の皆様には計画の実現、福島県の農業の発展に向けて、それぞれの専門的なお立場、視点から、忌憚のない御意見をいただきますようお願いいたします。</p>
司 会	<p>ありがとうございました。</p>
司 会	<p>それでは議事に移らせていただきます。</p> <p>進行につきましては荒井会長に議長をお願いいたします。</p> <p>――議事――</p>
会 長	<p>それでは次第によりまして進めてまいりたいと思います。</p> <p>まず、議事録署名人の指名をいたします。</p> <p>私から御指名してよろしいでしょうか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>佐藤ゆきえ委員と満田盛護委員に議事録の署名をお願いいたします。</p>
佐藤委員	<p>はい。</p>
満田委員	<p>はい。</p>
会 長	<p>それでは議事に入りたいと思います。</p> <p>(1) 福島県農林水産業振興計画進行管理等について、事務局より説明願います。</p>
農林企画課長 (事務局)	<p>農林企画課長の荻野と申します。</p> <p>私から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>長くなりますので、着座にて説明させていただきます。</p> <p>資料1としまして、計画の概要を付けさせていただきます。</p>

計画の本体の冊子も併せて付けておりますので、御手元に用意していただければと思いますので、まずそちらを御覧ください。

初めに、計画と進行管理の関係について御説明申し上げます。

33、34ページをお開きください。

今ほど、部長の挨拶にもありましたとおり、本計画につきましては、『『もうかる』『誇れる』共に創るふくしまの農林水産業と農山漁村』を基本目標としまして、第1節から第6節までの施策体系を講じているところでございます。

36ページを御覧ください。

第1節から第6節までの施策の展開方向の中で、例えば、第1節の1、2、3が施策となります。

37ページを御覧ください。

第1節から第6節までの施策の展開方向の中で、第1節の第1「生産基盤の復旧と被災した農林漁業者への支援」という施策を例にとりまして、説明させていただきます。

全ての施策が記載のように、「背景」「課題」、次に「施策の方向性」、次に「具体的な取組」、そして、40ページをお開きください。「施策の達成度を測る指標」で構成されてございます。

この指標の達成度等をもちまして、振興計画の進行管理をしてございます。

129ページを御覧ください。

指標は施策ごとに設定しておりまして、合計70にもなっております。

また、網掛けされている指標につきましては、農林水産業振興計画の上位計画に当たる、県の総合計画と共通する指標でございます。

次に、進行管理の方法について、説明いたします。

124ページをお開きください。

2の「計画の進行管理」に記載がありますように、この計画を着実に推進するために、毎年度、施策の基本方向を策定することとしております。

これは計画が9年間の長期計画ですので、社会情勢の変化等に柔軟かつ、迅速に対応するためには、毎年リニューアルしていくことが必要であるとの考えからのもので、本計画から取り入れた新しい考え方でございます。

最近ですと、ロシアのウクライナ侵略等に起因する、世界的な食料危機への対応のため、六つの施策体系に食料安全保障の強化を追加したということが挙げられます。

この基本方向の策定に当たっては、本審議会、及び各地方の意見交換会等での意見を考慮し、毎年度この基本方向を定めた上で、翌年度の施策に反映していく流れとしてございます。

具体的な進行管理の流れを資料2に示しておりますので、資料2を御覧ください。

PDC Aサイクルにより、進行管理を行っております。

上から順に説明をしますと、まず、C「測定評価」でございしますが、前年度の具

体的取組、指標の自己評価を行い、それに基づいて、成果の把握、課題の分析等を行います。

次に、A「対策改善」ですが、Cにより取りまとめた資料、この後説明する資料でございます。これを用いまして、地方の意見交換会並びに審議会にお諮りをしまして、皆様から意見を頂く形になってございます。

地方での意見交換会につきましては、7月に県内7地方におきまして、既に実施済みでございます。

これらの結果につきましても、後ほど説明をさせていただきます。

審議会は本日の会議になりますので、評価の中身につきまして、皆様方から御意見を頂きたいと思っております。

頂いた意見を踏まえて、P「計画」の部分になりますが、次年度以降の事業を構築し、予算が決まった段階で、基本方向をペーパーにまとめて公表し、最後のD「実行」の部分となりますが、翌年度に事業展開していくという流れとなっております。

次に、資料3を御覧ください。

昨年も地方での意見交換会、及び、本審議会の中で様々な意見を頂いております。

昨年頂いた意見によりまして、新たな施策を展開しております。

これらをまとめたものがこの資料3となっております。

例えば、上から二つ目の「多様な担い手の確保・育成」の施策ですが、昨年度、当審議会や地方での意見交換会において、移住就農者の受入れ体制の強化などの意見を多数頂きました。

これらの意見を踏まえて、今年度、新規事業として、「農業でふくしまぐらし支援事業」を立ち上げて、就農促進効果が高いため、いま、全国的に競争が激化している、県外からの新規就農者の呼び込み策を強化しているものでございます。

また、下から三つ目の「戦略的な生産活動の展開」でございますが、これについても、人口減少による労力不足への対応や、先端技術導入推進に対する意見を多数頂いておりますので、自動操舵トラクターなどのスマート農業機器を効果的に活用するためのRTK基地局の設置とスマート機器の導入を支援する、「GPS活用によるスマート農業加速化推進事業」を新規で立ち上げております。

さらに、下から二つ目の「活力と魅力のある農山漁村の創生」ですが、交流人口を拡大する取組への期待の声をたくさん頂いておりましたので、都市と農村とのマッチング機能を拡充することで、関係人口の拡大を進める「『いなかといいなか』農村関係人口創出事業」を立ち上げてございます。

以上のように、昨年頂いた意見をもとに、新たな施策を展開しております。

これらについてまとめたものが、資料4となります。

資料4を御覧ください。

本年度の農林水産業施策の基本方向となります。

例えば、左側中段の「多様な担い手の確保・育成」について、四つ目の丸になりますが、県外からの就農希望者への支援を強化し・・・という記載をさせていただきます。

いております。

また、右側中段の「戦略的な生産活動の展開」では、三つ目の丸となりますけれども、GPS位置情報を補正するRTK基地局を設置し、・・・という記載をさせていただきます。

さらに右下の「活力と魅力ある農山漁村の創生」では、二つ目の丸となりますが、農村関係人口の創出・拡大に向け、・・・という記載をさせていただきます。

また、1番下の枠でございますが、「社会情勢に応じた対応」として、人口減少対策、食料安全保障の強化を、六つの施策体系に追加をさせていただきます。

資料5以降ですけれども、こちらが本日の議題の資料となります。

令和5年度を取組、その成果を取りまとめたものでございます。

資料5を御覧ください。

第1節から第6節ごとに抜粋となりますが、説明をさせていただきます。

第1節の左上の施策「生産基盤の復旧と被災した農林漁業者への支援」につきましては、一つ目の枠でございますが、津波被災地において、16.8ヘクタールの農地を新たに整備しております。

二つ目の枠となりますが、被災12市町村において、農業者が営農再開に必要な初期経費等への支援を実施しております。

下部の「風評の払拭」でございますが、認証GAPの取得推進を図っておりまして、実績の欄にありますとおり、新たに36経営体が取得して、累計で774経営体まで伸びております。

有機JAS認証につきましては、20件の認証取得となっております。

次に、第2節「多様な担い手の確保・育成」でございます。

裏面を御覧ください。

左上の施策「農業担い手の確保・育成」の一つ目の枠となりますが、全国に先駆けて、県と農業関係3団体がワンフロアで就農相談に対応する「福島県農業経営・就農支援センター」を開設しまして、部長の挨拶にもありましたけれども、1,300件もの相談が寄せられております。

また、農業高校等の11校で農業の体験学習を実施しまして、553名がこちらに参加してございます。

次の3ページを御覧ください。

第3節「生産基盤の確保・整備と試験研究の推進」でございます。

左上の施策、「農地集積・集約化の推進と農業生産基盤の整備」の一つ目の枠となりますが、10年後の地域の将来像を描く地域計画について、来年3月末までに全地域で策定することとされておりますが、この策定を支援して、24地域、6市町村で策定がされてございます。

次に、右下の施策「戦略的な品種・技術の開発」の1番下の枠でございます。

気象変動、特に近年大きな問題となっている高温対策について、高温耐性のある水稻の品種開発を継続するとともに、水稻のひとめぼれへの出穂期追肥による、品質低下を防止する技術開発を行ってございます。



次に4ページを御覧ください。

第4節「需要を創出する流通・販売戦略の実践」でございます。

左上の施策「県産農林水産物の安全と信頼の確保」につきましては、一つ目の枠になりますが、信頼のベースとなりますモニタリング検査を9,306点実施しまして、12件、品目数ですと10品目の出荷制限が解除されてございます。

右上の施策「戦略的なブランディング」につきましては、一つ目と二つ目の枠になりますが、県やJAとの関係者が一丸となって、生産から流通販売までを一体的にブランド化に取り組む「ならではプラン」を、3産地で策定してございます。

また、ブランド力強化に大きな柱となります県オリジナル品種、水稻の「福、笑い」、いちごの「ゆうやけベリー」につきましては、認知度向上に向けて、PRをしっかりと取り組んでおります。

下部の施策「消費拡大と販路開拓」につきましては、左側の一つ目と二つ目の枠となりますけれども、県内各地の直売所等において、「おいしいふくしま いただきますキャンペーン」など、様々なイベントを実施してPRを行っているほか、給食における県産食材の利用促進、食育サポーターの派遣による食育の推進に取り組んでおります。

次に、5ページを御覧ください。

第5節「戦略的な生産活動の展開」でございます。

上部の施策、県産農林水産物の生産振興につきまして、二つ目と三つ目の枠となりますが、JAグループさんと連携を図りながら、園芸生産拠点を5地区、育成しております。

そのほか、ももの県オリジナル品種「はつひめ」、「ふくあかり」の栽培面積の拡大に努めております。

左側の施策「産地の生産力強化」につきましては、一つ目の枠となりますが、スマート農業の普及拡大に向け、被災地や中山間地域等における実証を行っております。

右側の「産地の競争力強化」につきましては、二つ目の枠でございますが、オリジナル品種による米どころふくしまの評価の向上において、オリジナル品種「福、笑い」が77ヘクタール、「天のつぶ」が1万2,249ヘクタールと、前年より大きく伸びてございます。

次の6ページを御覧ください。

第6節「活力と魅力ある農山漁村の創生」でございます。

左上の施策「意識醸成と理解促進」につきましては、一つ目と二つ目の枠でございますが、食育を推進する地域団体等の支援を行っております。

また、花を愛でるライフスタイルを提案させていただいております。花のイベント、特に皆さん、広く知っていただきたいということで、駅などの47施設、延べ81回、花の展示等を行っております。

左下の施策「快適で安全な農山漁村づくり」につきましては、二つ目の枠でございますが、鳥獣被害防止に向けまして、県内14か所にモデル集落を設置して技術

的な支援を行っております。

右下の施策「地域資源を活用した取組の促進」につきましては、一つ目の枠となりますが、6次化について、引き続き人材育成のための6次化創業塾、ブランド化のための満天堂グランプリのような取組を進めております。

部分的な説明ではございますが、施策ごとに以上のような取組を実施しているところでございます。

次に、資料6を御覧ください。

こちらは70ある指標ごとの評価となっております。

各節に政策の達成度を測る指標を設定しております。

それらの評価についてです。

記載の表が昨年度の指標の評価の区分になっておりまして、A評価が39項目56%、B評価が23項目、33%ということで、AとBを合わせますと、9割を占めておりまして、計画がおおむね計画どおり進んでいると感じております。

内容について、代表的な指標を説明させていただきます。

次のA3の資料を御覧ください。

2ページ目裏面になります。

ナンバー12の「新規就農者数」でございます。

令和6年度取りまとめの欄がその上段と下段に分かれておりますが、下段が目標値、上段が実績値となっております。

260名の目標に対しまして、367人の実績となっており、達成率は141%で、評価はAとなっております。

右に移っていただきますと、「現状分析と今後の見通し」がありますけれども、雇用就農が209名と大幅に増加したことが、目標の大幅な達成につながっております。

その隣に「課題」の整理がありますけれども、地域による支援体制にばらつきがあることや、県外の就農希望者への情報提供に課題があると考えております。

その右側には「今後の取組等」について記載をさせていただいております。

昨年開設した「福島県農業経営・就農支援センター」を中心として、県農林事務所や、関係機関とのより一層の連携強化、また、新しく立ち上げた「農業でふくしまぐらし支援事業」を活用して、県外就農希望者へのアプローチを図ることとしております。

次に、5ページ目を御覧ください。

ナンバー28の「第三者認証GAP等を取得した経営体数」でございます。

こちらは目標を1,030経営体に対して、実績は774経営体と、達成率は75%で、評価はCとなっております。

「現状分析」「課題」でございますが、GAP取得が取引拡大につながる事例が少ないという声があります。

また、その一方で、GAP認証農産物の利用割合の拡大を目標に掲げる量販店も多いなど、マッチングにやや課題があると認識をしております。

「今後の取組等」でございますけれども、量販店との取引において、重要となる量の確保を図るため、団体認証に重点的に取り組むとともに、流通、小売業者のニーズを把握して、団体、産地とマッチングのモデルを作っていくこととしております。

次に6ページ目をお開きください。

ナンバー38の「農業産出額」でございます。

目標2,121億円に対して、実績が1,970億円と、達成率は93%で、評価はBとなっております。

「現状分析」「課題」ですが、米の需給バランス等を踏まえた園芸品目等への作付転換、被災地域の営農再開の加速化、県産農産物のブランド力の強化が課題となっております。

そのため、「今後の取組等」としましては、「ならではプラン」の策定・実践による、生産力、競争力の強化を図るとともに、生産力の強化では、担い手の確保に加え、園芸生産拠点の育成、スマート農業を始めとした先端技術の導入推進に努めることとしております。

また、競争力の強化では、GAPの推進、県オリジナル品種の育成によるブランドの強化に取り組んでいくこととしております。

資料の最後の2枚が各地方の指標の一覧となります。

「新規就農者数」の項目と「森林整備面積」については、各地方共通の指標となっておりますが、それ以外は、各地方の特色を生かして独自に設定をしております。

県北地方のナンバー2の「ももの販売額」を御覧ください。

目標、58億7,200万円に対しまして、実績が73億9,800万円と、立達成率は126%で、評価はAとなっております。

もものせん孔細菌病を抑え込むことに成功したことや、天候に恵まれたことが主な理由となっております。

「課題」としては、担い手の高齢化による園地継承が問題となっておりますので、園地継承のモデル地区の取組を引き続き行っていくこととしてございます。

その裏面2ページ目を御覧ください。

会津地方のナンバー2の「大規模経営体（30ha以上）が占める水田面積の割合」でございます。

こちらは目標14%に対して実績が15%、達成率は107%で評価はAとなっております。

ICTや直播栽培の導入による省力化等により、規模拡大が進んでいますけれども、更なる規模拡大のためには、スマート農業等の一層の技術導入が必要となってきました。

そのため、セミナー開催や、補助事業の活用によるスマート農業等先端技術の導入推進を図るとともに、集落営農組織や大規模経営体の法人化を進め、経営体質の向上による、更なる規模拡大を進めることとしております。

次の3ページを御覧ください。

相双地方のナンバー3の「ほ場整備率」でございます。

こちらは、目標70.5%に対して実績が71%と、達成率は101%で、評価はAとなっております。

津波被災地の復旧と合わせたほ場整備が完成を迎え、目標達成となっております。

地権者の避難や担い手の不在など、課題はあるものの、双葉郡の早期の営農再開に向けて、町村の支援に引き続き努めるとともに、農林事務所の関係各部、普及所が一体となって取り組んでいくこととしております。

概略の説明となりましたが、以上が資料6の県全体と各地方における指標の評価になってございます。

続きまして、資料7を御覧ください。

こちらが本年開催いたしました県内7地区の意見交換会等での意見となっております。

全体で62名の方に参加をしていただいております。

様々な意見を頂きました。

意見のあった分野としては「担い手」、特に新規就農者に関するものが最も多く、農業以外からの参入者への支援であるとか、就農後の定着率などの意見が出されてございます。

ほかにも、交流人口拡大などの区分でいうと「農山漁村」、高温対策やスマート農業などの区分でいえば「生産」部分、ブランド化やPRなどの区分でいうと「流通・販売」と幅広い意見が出てきてございます。

以上、部分的な御紹介ではございますが、地方の意見交換会の紹介でございます。次は、最後の説明資料となります。

資料8を御覧ください。

「指標の見直しについて」でございます。

1の「見直しの理由」の※印のところに記載をしてございますが、指標については、20%の上振れ、または、既に令和12年度の目標を達成した場合に、見直しの検討をすることとされております。

今回、5指標がその基準に当てはまりましたので、関連する1指標を加えて、6指標について目標値を上方修正させていただきたいと思っております。

(1)から(4)が「スマート農業技術の導入経営体数」についてでございます。

(1)は、水稲・園芸・畜産を積み上げた合計の数値、(2)から(4)は、その品目ごとの内訳となっております。

(2)の水稲についてのみ、見直し基準には合致はしていませんけれども、ほかのスマート農業技術の導入経営体数の項目の見直しに合わせて、今回見直しを図るものでございます。

(5)は、「県産農産物の輸出額」についてでございます。

輸出につきましては、農産物を含めて、所管が観光交流局となっております。

ども、農産物については、農林水産業振興計画に指標として盛り込むこととされております。

今年4月に観光交流局において、JA全農福島県本部など、輸出関係団体を構成員とする会議を開催しまして、輸出に関する目標を定めた、県産品振興戦略を策定しております。

今回、この戦略の目標値に合わせる形で上方修正を行うものでございます。

(6)は、南会津地方の地方計画の指標となります。

通常、ほ場整備の完了に合わせて、担い手に農地を集積しますが、今回、工事に入る前に担い手に集積する動きが出てきてまして、目標年度を大幅に前倒して、集積が進んだことから見直しを図るものでございます。

各指標の目標値の設定根拠等につきましては、担当する課長等から説明をさせていただきたいと思っております。

では、まず最初に農業振興課長からお願いします。

農業振興課長

農業振興課でございます。

資料は、「令和6年度福島県農林水産業振興計画指標の目標値変更一覧表(案)」でございます。

上の4つまでがスマート農業関連の目標値でございます。

関連していますので、あわせて御説明させていただきます。

1番最上段は「スマート農業技術等導入経営体数」で、こちらはその下の「大規模稲作経営体数」さらに「園芸経営体数」「畜産経営体数」の合計値でございます。

令和5年の目標値が718でございましたが、実績としては990で、この数値は、令和12年の目標値の950を上回ったということでございます。

そのため、今回見直しを行いまして、令和5年の実績のほぼ倍に相当する1,700経営体に今回見直しをさせていただきたいと考えております。

その考え方、それぞれの内訳になりますが、「大規模稲作経営体数」でございますが、こちら大規模稲作経営体は20ヘクタール以上で調査をさせていただいております。

この経営体数の90%を対象にスマート農業が普及していく考え方で設定させていただきたいと考えておりまして、令和12年度では300経営体に設定したいと考えております。

また、「園芸経営体数」でございますが、こちらにつきましては、園芸経営体の15%に導入する考え方で変更したいと考えておりまして、この15%という数字は農業従事者のうち60歳未満の方が占める割合にプラスアルファとして、15%とし、60歳未満の経営体のところには、ほぼスマート農業を普及させていく考え方で変更させていただきたいと考えており、1,160経営体が令和12年度の目標で考えております。

また、「畜産経営体数」におきましては、飼養頭数が平均規模以上の方々を対象に、その8割に導入する考え方で、設定を変更させていただきたいと考えておりま

	<p>すので、令和12年度につきましては、240経営体を目標として考えてございます。</p> <p>以上でございます。</p>
農林企画課長	<p>続きまして県産品振興戦略課主幹、お願いします。</p>
県産品振興戦略課主幹兼副課長	<p>県産品振興戦略課でございます。</p> <p>改めて資料8の(5)を御覧ください。</p> <p>県産農産物の輸出額につきましてでございますが、当初、令和12年度に3億円の輸出額を目標としていたところでございますけれども、令和4年度の実績につきまして、3億3,600万円ということで目標値を上回った状況でございます。</p> <p>さらに言いますと、令和3年度も3億円を超えた状況ございまして、こういった状況から、目標値の上方修正を行ったものでございます。</p> <p>設定値の根拠等につきましては、資料8の2枚目の資料を御覧ください。</p> <p>新たな目標値の設定といたしましては、現在、日本国内の輸出額の伸び率が約2.8%とされておりまして、こちらを参考に、県といたしましては、令和4年度の実績3億3,600万円が毎年2.5%成長していくことを見込みまして、令和12年度におきましては、約4億円となりますので、こちらを新たな目標値として4億円という数字を設定させていただいているところでございます。</p> <p>各年度の目標につきましてですけれども、こちらは12年度の4億円の目標に對しまして、スタートの数字は、直近5年間の平成30年から令和4年度の平均値2億2,400万円、こちらをベースとしまして、こちらから毎年2,200万円程度輸出額が増加していくことを想定した目標値の設定としてございます。</p> <p>以上です。</p>
農林企画課長	<p>続きまして農村基盤整備課長、お願いします。</p>
農村基盤整備課長	<p>農村基盤整備課です。</p> <p>南会津地方のほ場整備地区における農地集積面積の見直しについて説明させていただきます。</p> <p>資料は「令和6年度福島県農林水産業振興計画指標の目標値変更一覧表(案)」で1番下の欄になります。</p> <p>見直しの理由についてですけれども、計画策定時はほ場整備事業の着工により、担い手への集積が工事の進捗に合わせて、年間10から20ヘクタールぐらいつ進んでいくと計画しておりました。</p> <p>その後、計画がスタートしまして、令和4年度及び令和5年度にほ場整備事業4地区が新規採択され、国の補助事業である農地中間管理機構関連農地整備事業を活用しまして、担い手への農地集積を図ったことに伴い、令和5年度実績が令和12年度目標を達成したことから、今回目標値を上方修正するものです。</p>

これは農地中間管理機構関連農地整備事業の実施要件が、農地中間管理機構との賃貸借契約と農地集積及び農業収益性の向上となっていることから、事業活用を前提に、地域内での将来における営農計画に関する話合いが進み、話合いを行った結果、工事着手前に地権者及び営農者との賃貸借契約が進捗し、前倒しで担い手への農地集積が進んだためです。

変更後の目標値の設定根拠につきましては、現在実施中のは場整備4地区の今後の集積見込みに加え、今後予定されております1地区の農地集積の想定スケジュールから目標値を設定しております。

以上でございます。

農林企画課長

以上、県事務局から、進行管理の概要等、具体的な取組、指標の見直しについて説明いたしました。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

会 長

御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明を受けまして、計画を進めていく上での課題、今後の方針等について、御質問や御意見、どちらでも結構ですので、非常に内容が多岐にわたりますけれども、ありますでしょうか。

それでは、相原委員。お願いします。

相原委員

新規就農者の件で、いろんな意見が出てるとも思って聞いていたんですけども、農業経営・就農支援センターに1,300件の質問・利用があったということで、実際、利用した人の満足度はどうなっているのかが一つ疑問でした。

私、県北の桑折町で、もも栽培をしているんですけども、親元就農で、転職からの就農だったのでそれほど苦労はしなかったんですけども、実際すごく増えているんですね。周りで、ももづくりで、他県から新規就農した方とか、市町村を跨いで桑折町でももを作ってる方がいらして、そういう方がちょっと他県から来た方に対して割と手厚い支援があるのかなと思うんですけども、市町村を跨いで農業をしに来ての方が支援の隙間に落ちているなっていうのを最近すごく感じています。

というのはやっぱり町民でないので、行政サービスとして受けられないものが出てきたり、あとは相談に行ってもたらい回しにされてしまっているっていうのがあり、今いろいろ、私農業推進員もやっているんで相談に乗ったりとかするんですけども、どういうふうに解決していったいいか分からないんですよ。

そういうときに「農業経営・就農支援センターを使ってみたら」という意見もしたんですけども、結局、どこまで一緒に伴走してくれるか見えないというのがありまして、実際の満足度や支援の隙間に落ちてる人がいないように、今後ぜひサポートしてほしいなと思い、意見として出させていただきました。

会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>新規就農者の支援についての御意見・御質問でした。</p> <p>関連した御意見、あるいは御質問ありますでしょうか。</p> <p>福田委員。</p>
福田委員	<p>福島県指導農業士会の事務局長を務めてます福田祐子と申します。</p> <p>家は酪農を経営しています。</p> <p>今ほど新規就農のことと、あと親元就農の話が出たんですが、先日、指導農業士会の東北・北海道地域の研究会で多く話題に出たのが、新規就農のサポートは厚いけれど親元就農のサポートが薄いということで、例えば作物によって違うと思うんですが、果樹だったり畜産だったりっていうのは、「こうしたいから次の年あめしたい」というように、すぐに結果が見えないと思うんですね。親子間でもやっぱり意見が食い違ったりして、そういったときのサポートっていうか、金銭的なサポートもなんですが、心というかそのストレスにならない、親子間でストレスがなく仕事ができるサポートも欲しいっていう意見がたくさん出ました。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほか、いかがでしょう、関連して。</p> <p>原田委員。</p>
原田委員	<p>同じように新規就農者への支援について、委員の方でもお分かりになる方、言っていただければと思うんですけど、相談が増えたりすることで、新規就農者も増えているということでいいなと思います。定着に関して何かデータや課題があるのであれば、教えていただければと思います。よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>新規就農に関連して3名の委員さんから、御意見・御質問を頂きました。</p> <p>ほかにもいろいろ関連の御意見とかあろうかと思えますけれども、一旦この辺で区切らせていただいて、今後進めるべき新規就農支援の在り方を、少し確認していきたいと思えます。</p> <p>市町村を跨いだ場合の新規就農の在り方とか、あるいは親元就農、そしてその新規就農者の定着率ということで、新規就農の形態によってかなり定着率は変わってくるかと思えます。その辺の統計もとられているとは思いますが、三つ、説明をお願いしたいと思えます。</p>
農業担い手課長	<p>農業担い手課でございます。</p> <p>まず初めに、相原委員から御質問頂きました農業経営・就農支援センターにおける伴走支援についてでございます。伴走支援につきましては、具体の詳しい話を申し上げますと、農業経営・就農支援センターでは相談者それぞれの方の「カルテ」というものを作成しております。カルテについては、関係する市町村、JA、そ</p>



して県の機関、これらと全て共有しながら、その方の課題解決に向けた伴走支援を行っております。

このことは、委員が御心配されておりました、例えば桑折町とお隣の町で二つ畑を持っていて、なかなか支援が合わないということがあれば、双方の市町村にも、そういった形で情報共有しながら、進めていく形となりますので、ぜひセンターに御相談いただきながら課題解決に向かっていただければありがたいと思っております。

また、福田委員からありました親子間での心のサポートというお話かと思いません。

やはり親子間ですと、心の壁とか、遠慮なく色々言うてしまうということもあるのかもしれないと想像しますが、各地域に4Hクラブ、農業青年クラブというようなものが存在してございます。そちらでは、比較的歳の近い方々、経営内容が果物であったり稲作・野菜と違うところがあるかもしれませんが、親子間での対処の仕方ってどんなふうにしてますかとか、仲間づくりといった活動についても支援させていただいているところがございますから、是非、親子間で悩むということよりは、同じ仲間、農業やってる同世代の仲間の方々と、切磋琢磨も含めて、情報共有や情報交換、横の繋がりを進めていくことで一定程度解消されるのかなと思った次第でございます。

また、原田委員から定着の課題ということで頂きました。

新規就農者数につきましては、先ほど昨年度の実績で367名ということでございましたけれども、実際は、その内訳としては、雇用就農が209名ということで、半分以上が雇用して就農されている方になっております。

さらには、その定着率の話になりますと、5年経過の数値ではございますけれども、自営就農の方の場合は86%、雇用就農の場合ですと39%まで下がってしまいます。

この雇用就農の定着については、会社と自分のやりたいこととやってることのギャップもあるかもしれないですけれども、会社の中でのことしかわからないと思いますので、今年度初めてではあるんですけれども、雇用就農されている方々を対象として、同世代の農業者意見交換会を、先日開催させていただいたところです。

参加頂いたのは11名で、大変有意義な、要は自分の会社ではないところで働いてる人たちの思いであるとか、そういったところも共有できたということで、大変好評だったと認識しております。

雇用就農で離職が多いことを踏まえ、そういった方々のケアをもう少し力を入れていくべきと考えているところでございます。

以上です。

会 長

御説明ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、再度ということがもしあれば。

さしあたり、よろしいでしょうか。

	<p>「共に創る」の部分で、より情報共有を密にして、支援体制を強化していくところが非常に大事で、これは改めて確認されたのではないかと思います。</p> <p>それでは、いかがでしょうか。</p> <p>それぞれのお立場から、自由に御意見、御質問頂ければと思います。</p> <p>私から、1点だけ、技術的などところの確認で、大規模経営の定義ですけれども、スマート農業稲作で20ヘクタールとありました。先ほどの資料では、地方ですけれど、会津の場合は30ヘクタールという数字になっていました。大規模経営は地域によって経営規模に違いを持たせているのでしょうか。</p>
農業振興課長	<p>農業振興課です。</p> <p>20ヘクタールの定義につきましては、従来、県では大規模経営体は20ヘクタール以上として調査をしております。</p> <p>その考え方ですけれども、農業センサス等で集落の規模感の調査がありますけれども、それが大体平均すると20ヘクタールになるということで、20ヘクタールを一つのラインとして、大規模経営体としてとらえて調査をしているということでございます。</p>
会 長	<p>細かいところですが、それが30ヘクタールという数字だったと思うんですけれども、地方によって大規模経営体の定義を少し変えているのでしょうか。</p>
農業振興課長	<p>県内一律の調査ということで、そこについては20ヘクタールでやらせていただいております。</p>
会 長	<p>細かいところで恐縮ですけど、資料6の会津地方の指標の上から2番目のところですね。</p>
農業振興課長	<p>会津の目標として30ヘクタールということでございますけれども、経営平均としては20ヘクタールで調査させていただいておりますけれども、やはり会津については、稲作経営体中心ということもありまして、30ヘクタールという少しハードルを上げた状態で目標設定していると考えております。</p>
農林水産部技監	<p>今ありましたように、20ヘクタールで基本的には推進をしておりますが、会津は元々ほ場整備が過去から他地域に比べて進んでいたこともあり、かつ今ありましたように水稻中心の規模の拡大としての農家が多いことから、県平均で20ヘクタールで推進している中で、元々進んでいることもあって、さらにその大きな経営体を育成していきたいということで会津独自に、30ヘクタールを目標に掲げている状況です。</p>

会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ほか、いかがでしょうか。</p> <p>はい、お願いします。</p>
満田委員	<p>御説明ありがとうございました。</p> <p>A・B合わせて80%以上の達成ということで非常に順調に推移しているのかなと思います。</p> <p>またその中でですね、特別な成功例について幾つかサンプルでお示し頂くと、ものすごくベンチマークになるのではないかと思います。次の目標に向かわれている方々にとってですね。そういう具体例をお示し頂くことができるのかどうか、よろしくお願いたします。</p>
会 長	<p>はい。お願いします。</p>
農林企画課長	<p>農林企画課でございます。</p> <p>特別成功している事例ということですが、先ほど説明させていただきました新規就農者が、まさに1番成功している事例と考えてございます。</p> <p>達成率から言っても、150%に近いような達成率ですし、関係機関が連携して、昨年4月に農業経営・就農相談センターを開設したこともありますし、こういった取組をほかの項目にも広げていければと考えてございます。</p>
会 長	<p>特別な成功事例として、新規就農者の取組ということが、今、紹介されました。</p> <p>他はいいかがでしょうか。</p> <p>紺野委員。</p>
紺野委員	<p>紺野と申します。</p> <p>意見交換会の中で、2つ3つ気になったところがあったのでそれを質問してよろしいでしょうか。</p>
会 長	<p>はい。お願いします。</p>
紺野委員	<p>資料7の11ページですね、相双の意見交換のちょうど中段の下で、農産物のモニタリングについて県に依頼してから結果が出るまで時間がかかり過ぎるというものがあったんですけども、私どもは酪農組合ということで牛乳とか食品とかやっているんですけども、私たちの所在している市町村でも、朝出せば夕方までには結果が出るんですけども、この場合、この意見者はどういうところで、どんなところに出してるのかが気になったのと、全体的にこの復興の中で、こういうモニタリングなり、放射性物質をいつまで測るんだみたいところが全体的だったと思うんですけども、先だって、私たちも関連する肉牛で120ベクレル(1kg)が出</p>

	<p>てしまったことがありました。</p> <p>この件に関しましては、いつまでではなくて、福島県はそういったところなんだっていうことをもう少し意識しないと、我々ちょっとしたところでそういった部分が出てくるのかなっていうのを、福島県に住んでるということを強く意識して、こういった意見が出てほしいなっていう私の個人的な意見です。</p>
会 長	<p>モニタリングについての御意見でしたけれども、これについての取組、コメントとか、事務局からありますでしょうか。</p>
環境保全農業課長	<p>環境保全農業課でございます。</p> <p>相双農林事務所管内での意見交換で出たモニタリングにつきましては、御本人への説明が十分でなかった部分があるのではないかなと思うんですけれども、1点、モニタリングかどうかについても確認がとれてないということは一つ御理解頂きたいと思うのですが、通常、モニタリングについては依頼分析ではなくて、県が自ら行う分析になりますので、県が農業者のうち、どなたかからサンプリングをして、それを買い上げて、それを分析して、その結果を公表するというような仕組みになってございますので、依頼してその結果をお返しするというものではないということは御理解頂きたいと思います。</p> <p>ただ、結果としてこのような意見が出たということは、何か期待していた結果、安全であることを確認して自分も安心して出荷をできることを期待されたということだと思いますので、この点については現場に確認した上で、しっかりですね、速やかに対応できるように対応していく必要があるかなと考えております。</p> <p>紺野委員が御心配されております、県はまだリスクがある、県内にはリスクが非常にまだあるのだというようなことについては、一方で、まだまだリスクがあるという風評にもつながりかねない部分もあるので、非常にデリケートな問題と考えておりますけれども、現実的に今般の牛肉の問題、あるいは避難地域でも出荷制限を解除していく必要がある品目がまだまだ残っていることと、主に山菜、きのこ類についても、まだまだ出荷制限が解除できてない部分があることについては事実でございますので、こういったことは、できるだけ分かりやすく、原発事故後にはリスクコミュニケーション等を非常に頻繁に行っておりますけれども、分かりやすく説明していく必要があると考えておりますので、引き続き、結果の公表とあわせて、そういった情報の提供等にも取り組んでいければと考えております。</p>
会 長	<p>紺野委員さん、よろしかったでしょうか。</p>
紺野委員	<p>はい。</p>
会 長	<p>それではほか、いかがでしょうか。</p> <p>オンラインで参加の鈴木委員、お願いします。</p>

鈴木委員	<p>二点あります。</p> <p>まず農業の振興には消費をして買ってもらう必要があります。</p> <p>消費拡大の取組をもっと広げられないかと思います。</p> <p>資料5で消費拡大の取組が記載されていて、施策の中では、関係人口を拡大する取組も見られましたが、県民を関係人口として県産農産物を積極的に消費すれば、消費拡大や流通量拡大につながるのではないのでしょうか。</p> <p>また、給食で県産農産物を活用する取組は大事だと思います。</p> <p>若い人の消費拡大の取組として、給食だけでなく社員食堂などでも活用を呼びかけられれば地元で消費が広がると思います。</p> <p>二点目です。私は会津に住んでいますが、地元のスーパーではキャベツ等の地元産食材を購入できる期間が短いです。</p> <p>その期間以外はキャベツは県外産だったり、県外産が多く並んでいるのを見かけます。</p> <p>県内で産地の循環・流通・サイクルを回せるような形で産地形成できれば、1年を通して各地域で県産物を購入できるようになると思います。</p>
会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>消費の立場から、県産品の地消地産の提案も含めての御意見ありました。</p> <p>関連して何か追加で御意見とか御質問ありますでしょうか。</p> <p>はい、お願いします。</p>
相原委員	<p>私からも、給食に関しては是非、地産地消を子供たちにお願いたいところ、生産者だけでなく私も親としての立場で、福島県の物がおいしいんだよって食べてほしいんですけど、そうした場合に、今、物価高騰で給食が貧相になってきているのではないかなってすごく感じるんですね。</p> <p>デザートが少なくなったとか、唐揚げが何個かあったのが1個減ったとか、そういうのがすごく見えるので、是非、県として、農業分野だけではなく広く、給食に関してはサポートをしてほしいなと思います。</p> <p>そこがないと、「県産品を買って」と言ったところで、やっぱり国産品は高いとか、福島県は高いとなってしまうと避けられてしまうのかなと。</p> <p>あとは社員食堂もそうですし、高齢者施設でも、やはりすごく食べることは生きることにつながるので、そういうところにも力を入れて、福島県のものを使っただけであれば、作るほうとしても作り甲斐もありますし、食べるほうとしても、地場のものだということで喜んでいただけるのではないかなと思いました。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>ほか、関連してよろしかったでしょうか。</p> <p>はい佐藤委員。</p>

佐藤委員

佐藤ゆきえと申します。

2点、お話ししたいと思います。

1点目は、先ほど担い手についてですけども、法人就農の場合の離職率が高く、これは法人就農を受け入れている私自身もそう感じます。

ここで何でそうなるのかというと、例えば高卒で入ってきて、18歳、19歳、20歳と3年ぐらい仕事をしていく中で、違う職業に憧れてしまうターニングポイントが必ず起きます。

やはり違うことをやりたいと思ったなら若さがあるので、違う仕事を選んでいくパターンが結構多いと思っています。

それを打開するためには、常に新しい風を入れなくてはいけないところで、企業としては努力をしているつもりでも、やはり、3年4年ぐらいで、うちを去ってってしまうことはあります。

ただ、去っていった後も、全く連絡がないのではなく、私どもの忙しい時期になると、自分の仕事の休みの時にお手伝いに来てくれるなど、いろいろ協力が得られることもあります。

経営体に勤めるのはやっぱり自身で農業を経営する新規就農の方とは、全く意識が違うと思うんですね。

とにかく会社勤めをする意識のほうが強いと思うので、農業をやってみたいっていうのは同じですけども、そこに参入したときの自分自身の意思の強さが、やっぱり就農しようという自身で経営していこうとする人との意識の違いの差があって、離職率が高いのではないかなと思っています。

ここに関しては、今後も私たち農業法人は、働きやすい環境そして魅力ある会社であって、魅力ある農産物を作ることによって、自分たちも、働いてる人たちもみんなが、ずっとこの仕事を続けていきたいという、プライドみたいなものを植付けていくことが大事なのかなと感じています。

2点目にスマート農業に関してですけども、スマート農業の導入に関しては、多分、成功している方の指標を見たときに、良い結果だと出ていたと思うんですけども、それを導入した、導入させようと思った数に対して、それ以上に普及したっていうことですね。

資料5の第5節に「被災地等における革新技术の実証」「中山間地域等におけるスマート農業の実証」とありますが、このスマート農業を具体的にどのようなものを入れて、どのような結果が出ているのかを知りたいなと思います。

例えば、スマート農業で自動操舵式のトラクターを使うことによって、労働時間の削減などができたとか、お米だったら水の関係で、そういったスマート農業を導入したことによって、間違いが起きにくくなったとか、具体的なその結果を教えてくださいなと思います。よろしく願いいたします。

会 長

ありがとうございました。

お三方に御意見、御質問頂きました。最初のお二人につきましては県産材の県内

農産物流通課長

消費に関わっての御意見、御質問でした。

まずは県産品の県内利用の点で、事務局よりコメント頂きます。

農産物流通課でございます。

地産地消、及び学校給食等の取組、御意見ありがとうございます。

地産地消の推進については、農林水産分野に限らず、非常に広い視点で大事な取組でございます。

我々農林水産部としては、農産物流通課が中心となって様々な地産地消の推進の取組を行っております。

鈴木委員からお話ありました学校給食の補助について、県産食材を活用いただいたメニューに対して補助をいたしております。

現在、対象については県内の小・中学校、義務教育学校、幼稚園、保育園、認定こども園となっております。

それ以外の対象施設の拡大につきましては、まず本日、御意見として賜りまして、今年度、対象施設については継続しておりますけれども、予算額及び制度の中身を改善して、対象者数を増やして、現在も実施をしております。

昨年度の実績で言いますと、約7万名の児童・生徒の方に活用いただいて、現在、令和6年度は8万4,000名、1万4,000名増での対象者で今運営をしております。

また、昨年度の取組になりますが、大学における学食のキャンペーンを実施いたしました。

大学生というのは、県内外から学生集まっておりますので、ぜひ福島の農林水産物の魅力を知っていただきたいということで、お米の増量キャンペーンを昨年度は実施をしたところです。

また、各種様々なトップセールス、フェア等でも、県内の量販店等で知事を先頭にセールスを行いまして、地産地消の推進を引き続き続けてまいりたいと思っております。

また、相原委員から関連の御質問でありました学校給食そのものへの助成につきましては、まず農林水産部としては、現在の地元食材の活用支援の補助という形で継続をしていく考えです。

そういった御意見があったことは、関係部局にもお伝えしたいと思います。

農産物流通課からは以上でございます。

園芸課長

園芸課でございます。

鈴木委員より御質問ありました、県内で周年的に野菜関係とか、安定的に供給できるような体制、仕組みができないかというお質しがありましたが、御指摘のとおり本県、夏秋野菜がメインでとれる産地から浜通りのように、冬春の時期にもしっかりとれる産地ということで、非常に本県の広大な県土の中で、それぞれの産地の特色で夏秋、冬春で、いろんな品目が栽培されております。

中でもキュウリですと、本当に夏秋期から冬春の時期、周年的な生産と供給が可能な品目の一つでもありますし、またトマトもそうです。トマトも夏秋から冬春の供給が可能です。あと土地利用型の野菜でいきますと、ブロッコリーですと県南地方の春取りから、また相双地方の冬春の収穫・出荷という形で、品目によっては周年的に安定的に生産供給できるような品目もございます。

ですから、普段、消費されるようなあらゆる野菜について、全て周年体制はなかなか難しさはあると思うんですが、現在の産地の取組の中で、できるだけそれぞれの地域の気候特性をいかしながら、長期安定出荷という形の中で、周年体系を構築できないかということで、JA等でも、連携を図りながら施設の導入というものを進めて、収穫出荷期間を長期化するとか、いろいろな取組を進めているところでございますので、今後とも、そういった形で産地やJAさんと連携しながら、長期的な生産出荷体制と、できれば周年的な供給体制につなげていけるような取組を進めていきたいと考えてございます。

以上でございます。

会 長

ありがとうございます。

鈴木委員、相原委員、よろしかったでしょうか。

鈴木委員

はい。

相原委員

はい。

会 長

県産品の旬の供給という形で業者等に伝わっていけば、非常にありがたいなと感じました。

ほかにもございますでしょうか。

お願いします。

石井委員

どうも御説明ありがとうございました。

先々週に、大学の土壌の先生ですとか栽培の先生とイタリアの有機栽培の農家を何件か回ってきたんですけども、イタリアの有機栽培は大体、20万ヘクタールぐらいで2割位はもう有機栽培になってます。

規模は非常に大きいんですけども、乾田直播なんですね。乾田直播で有機栽培をやっている栽培系の先生と見て回ったんですけども、向こうでいもち病がちょっとまだですね、うまい品種ができてないっていうところがあるようなんですけども、この発生についてはかなり抑えられている。草についてはかなり抑えられているところを見てきました。

乾田直播で有機栽培を相当大きな規模でできているところを見ると、日本でもまだまだ、省力化技術のフロンティアってあるんだろうなという議論をしながら帰ってきたところですよ。

それで、福島県の御説明の中でも、一つは、スマート農業が非常にうまくスムー



ズに展開していることと、この間技術の展開が非常に進んでいるということで非常にすばらしいことでもあると思いますし、それから、農林水産技術ですね。こちらのほうの件数も、十分に目標達成しているのですとか、それからオリジナル品種等の普及割合も比較的高くなっている、ももの新しい品種が普及しているということですが、そういう意味では、技術の普及も比較的順調にしているところを拝見いたしました。

あと一つは、輸出を考えますと、もちろんイタリアの消費量は高いんですけども、北のほうのヨーロッパに相当程度輸出するんですね。向いている方向先は輸出です。

もちろんそこで有機やオーガニックが引っ張られるところもあるんですけども、福島県でも輸出に有望な果樹ですとか、稲作あるいはお酒も含めて、有望な食材を抱えている。日本でも鹿児島や静岡に見るような有機に引っ張られてお茶が伸びているように、中長期的にはやはり、海外に行つて勝負することになってくると、農業をいかに抑えるかということが非常に大事なんだと改めてイタリアを見て思ってきたところです。

そういった技術のほうで比較的順調にしている中で、昨年よりとりわけこの数年、高温化ということで新しい果樹ですとかお米もそうですかね。具体的にどのような最先端で、技術的に喫緊の課題として研究テーマを御紹介頂きたいというのが、一つ質問です。

それともう一つ、先ほどの担い手と少し関わる質問です。果樹のももで生産量が上がっており、福島県の1番得意なももを伸ばしているとのことで、これも非常に成功例だと思うんですけど、担い手といいますか継承者への引継ぎで、果樹の場合には法人というよりも、むしろ、多くは家族経営とかが多くあるのではないかと推察しますが、そういうところで、例えばどう第三者継承も含めて具体的に展望があるのかをもし御紹介頂ければと思います。

会 長

ありがとうございます。

それでは、佐藤委員と石井委員への御回答をお願いします。

農業担い手課長

先に佐藤委員の担い手の関係のところでお話しさせていただきます。

やはり農業法人を運営され、その状況を御報告頂いたところではありますが、おっしゃるとおりの部分が多いと感じたところでございます。

実際私も先ほど社員同士の交流の話は申し上げたところではありますが、実際には言葉が悪いですけども、会社とそりが合わなくて辞めてしまう方もいると聞いております。

そのため、社員の皆様に対する会社のビジョンであるとか、あるいはもっとベーシックな話で言えば、就労条件や給料の決め方であるとか、あるいは福利厚生を整え方であるとか、申し上げにくいですが農業界ではまだ整っていない部分がございます、他の業界と比べてそちらがいいなあというふうに映ってしまうことも、

昨今若い人たちにはあるのかなと思っているところでございます。

そういったことは一足飛びにはなかなか進みませんので、農業経営・就農支援センターの中の相談項目の中には、法人化の支援もしているところですが、実際、法人化してから、社労士さんの協力を頂きながら、就労規則を定めてみたりとか、福利厚生の実施に向けても、伴走支援していくこともさせていただいておりますので、ぜひ法人化したら終わりではなくて、その法人がしっかりと発展していく場面で、専門家の方々の御指導アドバイスも頂きながら、発展していけるように支援していきたいと考えておりますので、ぜひ御活用頂ければと思います。

農業振興課長

佐藤委員の先ほどのスマート農業関係の実績の話でございます。

県では、今、現地実証ということで、具体的にデータが取れるという点では、現地実証を県内で21か所ほどで、昨年からは展開しているところでして、その実証の実績でみますと、例えば野菜のトマトでございますと、複合環境制御装置を導入して、その結果、収量が反収で37%ほど増加したというデータが取れていたり、あとは水稲でございますと、いわゆる可変施肥で、センシングに基づいて、施肥量をほ場の中で可変しながら施肥していくような田植機を用いておりますと、その可変施肥を活用したところ、肥料の量も20%ほど削減されているデータがございます。

また、定量的にはないかもしれませんが、畜産のデータですとAI超音波肉質診断という技術がございますと、出荷前に超音波を当てて、牛の生育の状態を見て出荷する技術なんですけれども、こちらを使った結果でAI肉質診断技術で出荷した牛が、共励会で最優秀賞を受賞した事例もございます。

このように、今まで得られたデータから効果があると考えておりまして、今後、引き続きデータ取りを行っていく予定でございます。地域によって栽培条件とか、例えば経営体によってその収支というところまでいくと、いろいろな場面が想定されると思いますので、私たちとしては、広く普及していくためにはもう少しこういったデータをとって、皆さんにお知らせしながら、普及していくことも続けていきたいと考えております。

会 長

ありがとうございます。

技術関係で、乾田直播での有機農業ができる、あるいはその果樹の継承について、どういうふうに取り組んでいるかお願いします。

園芸課長

園芸課でございます。

果樹の園地継承の取組について御説明させていただきたいと思っております。

先ほどお話しのとおり、果樹産地ではかなり高齢化が進んでいる中で、自分の代で果樹経営がもう続けられない方が年々増えてきているのも事実でございます。

そういった中で、新規に果樹を経営したい方をしっかり確保して継承するような仕組みづくりが非常に大事なわけですし、こういった取組を進める上で、今県内に、

県北・県中・県南・会津、7つの管内で10の協議会、産地の団体であったり関係機関や市町村等で組織しています10の協議会がございます。

協議会が母体となりまして、日本なしやももなど、果樹で園地継承の仕組みづくりを進めさせていただいている状況でございます。

具体的な中身を申しますと、各果樹農家で将来的には園地をどなたかに譲りたい、継承したい意向のある方をまず調査をしてリスト化をします。

調査のほかに、新規で果樹を研修したい勉強したい方を受け入れるため、研修園地農場を整備します。

さらには、そういった整備された研修地にぜひ来てくださいという形で、各産地において、IUターン者を対象としたいろいろなイベント等に出向いて、ぜひ我が産地で果樹経営しませんかといった呼びかけ、広報のような取組を支援させていただいているところでございます。

その結果、各産地の園地継承のためのリストにつきましては、現在8産地においてリストが整備されておりますし、また研修のための園地の整備につきましては、今年度、現在整備中も含めまして、五つの研修園地の整備が進められている状況でございます。

今後、各産地協議会の取組の活動をさらに支援を継続していきながら、また、就農したい方を実際に園地継承して就農定着させるまでは、専門的ないろいろな諸手続きも含めて、きめ細かな支援が必要でありますので、農業経営・就農支援センターとしっかり連携を図り、きめ細かな支援をしながら、園地継承につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

農業振興課長

高温対策の研究につきましては、資料の指標にもございますが地球温暖化等の気候変動に対応した生産技術等の開発ということで、実績としては17で掲載させていただいておりますけれども、この中で高温対策も幾つかございます。

例として挙げさせていただきますと、例えばももの主力品種の「あかつき」でございますけれども、この収穫期の予測システムということで、やはり高温でどんどん収穫期が前倒しになっていきますので、その収穫時期を予測できるような研究を実績として出しています。

また、水稻につきましては、出穂後20日間の平均気温が品種によってその品質にどのような影響を及ぼすのかという研究も成果として出しております。出穂後20日間の平均気温が26度以上になると、乳白米が多くなったり品質が下がるというのがありますけど、それが品種によってどういった状態になっているのかというようなことを成果として出している状況でございます。

また、継続しているものも幾つかございまして、JAグループさんとも共同研究でやらせていただいておりますけれども、例えばももの新品種育成の選抜ということで、主力の「あかつき」が前倒しになってきますと、従来出ているお盆の時期とかお盆の前の時期のところはどうしても手薄になってしまうということで、こうい

ったところに有望な品種を出していこうと、品種開発も継続して行っているところでございます。

会 長

ありがとうございました。

たくさん御意見、御質問頂きまして、予定の時間が近づいてまいりました。

まだまだ御意見、御質問等あろうかと思えますけれども、その点については後ほど事務局のほうから、また御連絡あるかと思えます。

最後に、リモートで御参加の三瓶委員から手が挙がってますので、お願いしたいと思えます。

三瓶委員

さんべ農園の三瓶やえと申します。よろしく申し上げます。

すごく気になったところは、「県産の食材を積極的に購入すると回答した県民の割合」という指標ですが、今ほど皆さんから地産地消とか給食で県産品を県民への声があったんですが、県民が自ら県産品を好まないという現状が未だに続いていて、なおかつ10代では40%未満という、ちょっと考えられないような数字だと思うんですが、この数字の原因というのは、高いからなのか、美味しくないからなのか、どういうことなのかなって考えた時に、多分一般の人が思うには、やはり放射能のことなのかなって思われると思うんですね。

でも実際に福島県産品というのは、日本一安全な食品であるということを、皆さんがもっと大きな声で話していかないと、いつまでも放射能検査してるイコールそういうものが出回ってるという意識が根付いてるんじゃないかなと考えたんですね。

福島県産品は全て検査を通ったものしか流出されていない、日本一安全な食品しかない、日本一安全な食品が出回っている県だということを、やはり行政も生産者も、もっともっと声を大にして言っていかないと、この数字がいつまで続くのかなってというのはすごく懸念するところだと感じました。

もう一つ新規就農者ですけれども、私は南郷トマトを生産しております、南郷トマト、皆さん御存知だと思いますけれどIターンの方がたくさんいらっしゃいます。

生産者130人ぐらいの中の25%はIターンの方です。Iターンの方はやはり行政と農協と生産組合が一体となって受け入れています。

他の産地とちょっと違うところがあるのは、地域地域に根付いてもらっているところがあると思うんですね。

なので、空き家を紹介してそこに住むと、その地域の人が生産者を育ててくれるというのか、そういうのが、南郷トマトの生産組合がIターンで今まで持ってこられている一つなのかなと思えますので、Iターンを集めてというよりも、Iターンの人はそれぞれの地域で本当にその地域の後継者として、育ててもらいながら、地元の間人になっているのは、プラスに働いているのかなと感じます。

会 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>2点ほど御意見頂きましたけれども、もしコメントがありましたら、時間の関係で手短に、申し訳ございませんがお願いします。</p>
農産物流通課長	<p>農産物流通課でございます。</p> <p>指標の36番「県産の食材を積極的に購入すると回答した県民の割合」ということで、目標としては、令和12年度に70%以上という目標を掲げて取り組んでおります。</p> <p>様々な考え方があると思いますけれども、我々福島県としては、「ふくしまプライド。」というコミュニケーションメッセージを掲げてこれまで農林水産物の魅力発信に取り組んでまいりました。</p> <p>生産者の情熱や誇りが詰まった県産農産物をしっかりPRをして、特にそれを選んでもらうことにも誇りを感じてもらえるようなことを我々はいろいろな現場で訴えておりますので、引き続き、おいしいから選ぶんだという、そこをしっかりと伝えられるような取組を継続してまいりたいと思います。</p> <p>以上でございます。</p>
農業担い手課長	<p>農業担い手課でございます。</p> <p>ただ今、南郷トマトの新規就農者の育成の仕組みということで、皆様で支えていただいている状況を御紹介頂きました。</p> <p>ありがとうございました。</p> <p>まさしく、目指しておりますのは、新規就農者がぼつんと孤立して、たった1人で農業をやるというスタイルではなく、周りの先輩、そして、地域の方々との連携や協力、そういった中で、農業の後継者でもあり地域の後継者でもある方が、担い手として育っていくというのがまさしく理想であると思っております。</p> <p>県でもこういった南郷トマト生産組合の取組と類似していると思うのですが、研修するに当たっては、認定研修機関を定めさせていただいておりますので、県内の先駆的な農業者の方だったりするのですけれども、そういったところでしっかりと、先輩農業者に付いて学び、そして地域を知り、そして地域に根付いていくというようなスタイルを進めてまいりたいと考えておりますので、引き続き、南郷トマトの産地に負けないように、他産地でもその取組を進めてまいりたいと思います。</p> <p>ありがとうございました。</p>
会 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは予定の時間も近づいてまいりました。</p> <p>まずは、六つの指標を見直すことについて提案がありましたので、これについて確認していきたいと思っておりますけれども、指標の見直しについて、御異議ありませんでしょうか。</p>

各委員	異議なし。
会長	<p>それでは、指標の見直しにつきましては了承されたことにさせていただきたいと思います。</p> <p>なお、福島県総合計画にも掲載されている「スマート農業技術等導入経営体数」「県産農産物の輸出額」の指標見直しについては、今後、総合計画審議会への報告などを経て行われるということですので、御承知おき頂きたいとともに、事務局で事務を進めていただければと思います。</p> <p>時間がなくなってまいりまして申し訳ありませんが、もう少しどうしてもこの場で申し上げたいことはありますでしょうか。</p> <p>後ほど、発言できない部分については御連絡しますが、よろしかったでしょうか。</p> <p>そうしましたら、最後に私のほうか今回の御審議頂いた内容を聞いて、若干の感想を述べさせていただきます。</p> <p>まず共通の事項として、新しい担い手づくりが進んできているところを、全体として確認できたと思います。</p> <p>特別な成功例としても、農業経営・就農支援センターで、ワンフロアで大きな成果を上げたところを確認してよろしいかと思います。</p> <p>同時に、定着率の問題とか、あるいは親元就農への支援の在り方、市町村をまたいで農業をやる場合の支援の在り方とか、様々な課題がまだ残っていることを確認できたかと思います。</p> <p>特に若い人は仲間づくり、孤立しないで仲間同士がやはり切磋琢磨して、そして南郷トマトのように地域の方に育てていただく、そういった関係がこの県内でさらに定着すれば、新規就農者の定着もより確実なものになるのではないかと。この辺はさらにいい成功例として磨きをかけていただければと思います。</p> <p>2点目はモニタリング関係、あるいは県産品の利用意向とか、やはり福島の農業は復興半ばだということを再確認しまして、これを農政の軸に据えて、取組を強めることは非常に大事なかなと思いました。</p> <p>その中でやはり、県産品を我々が年間通して利用でき、愛されるというような体制づくりというのは、本当の意味での県内の農業振興に繋がってくるのではないかなと感じました。</p> <p>いずれにしても、「共に創る」というところも、非常に大事なキーワードで、全て県の努力でできるわけではないと思いますので、市町村なりJAさん、そしてその地域の方々の本当に繋がりをさらに強めて、取組を盛り上げていくということが大事なかなと感じました。</p> <p>その他、多々重要な点がありましたけれども、見直しとしてはスマート農業の導入ということで非常に地元の期待も大きいんですね。</p> <p>国の基準が結構高い基準があって、それを補えないところで県が補佐して、さらに市町村、JAという形でサポートし合うような形で技術革新を進めることもこれから非常に大事になってくる。来年もまた取組を強めていただければと思います。</p>

ということで、課題山積ですけれども、できるところから、また取組を強めていただければと思います。

そして、委員の皆様におかれましては、本日言い切れなかったところで追加の御意見等ありましたら、後ほど事務局まで御提出頂ければと思います。

それでは、本日は以上で議事が終了となります。

最後に、皆さんから何かございますでしょうか。

会 長

はい、それではありがとうございます。

円滑な議事進行に御協力頂きありがとうございます。

それでは以上で本日の議事を終了し、議長の職を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

司 会

ありがとうございました。

それでは事務局より連絡事項がございますのでお願いいたします。

農林企画課長  
(事務局)

今ほど会長からもお話がありましたとおり、追加の意見についてでございます。追加の意見がございましたら、様式は自由で結構ですので、2週間後の9月25日水曜日までに、メールまたはFAXなどで、事務局まで御提出頂きますよう、お願い申し上げます。

事務連絡は以上となります。

――閉会――

司 会

これをもちまして第1回福島県農業振興審議会を閉会させていただきます。

本日は誠にありがとうございました。

(以 上)